

## X 地域環境・地球環境

### (1) 率先行動

#### ア 蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱

##### 蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議設置要綱

###### (設置)

第1条 良好な環境の保全、快適環境の創造、自然環境の保護、循環型社会の形成及び公害の防止等、総合的な環境行政を推進するにあたり、これらにおける諸問題の検討並びに基本的な方針・計画の策定等を行うため、蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

###### (協議事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- リサイクル社会の形成
- 環境配慮型ライフスタイルの定着化
- 環境負荷を少なくする都市づくり
- 環境保全に役立つ技術の開発・普及
- 自然の保全・再生と適正な利用
- 環境学習・実践活動の推進
- 地球環境問題
- その他環境問題の総合的事項

###### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる課長で構成し、会長は環境清掃課長をもって充てる。

###### (会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって開催する。

3 会長は必要に応じ推進会議に専門的知識を有する者、市職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

###### (協議事項の実施)

第5条 推進会議において決定された事項は、市長、副市長並びに市民生活部長及び当該事項の関係部長で協議して実施する。

###### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、環境清掃課に置く。

###### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

###### 附 則

この要綱は、平成10年7月10日から施行する。

###### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

###### 附 則

この要綱は、平成11年7月15日から施行する。

###### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

###### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

###### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

蒲郡市環境にやさしいまちづくり推進会議名簿

部 名	職 名	部 名	職 名
	危機管理課長	建設部	土木港湾課長 道路建設課長 建築住宅課長
企画部	人事課長 企画政策課長	都市開発部	都市計画課長 区画整理課長
総務部	行政課長 財務課長 契約検査課長	上下水道部	下水道課長 水道課長
		ボートレース事業部	経営企画課長
市民生活部	交通防犯課長 環境清掃課長	市民病院	管理課長
		消防本部	予防課長
健康福祉部	福祉課長 子育て支援課長		
産業振興部	観光商工課長 農林水産課長	教育委員会	庶務課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ推進課長

計 26 名

## 蒲郡市役所における環境保全のための行動指針

### 1 行動指針策定の趣旨

今日の環境問題は、従来の工場や事業所を発生源とする産業起因型から、生活排水による河川等の汚染、自動車排出ガスによる大気汚染といった生活起因型へ、さらに地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題へと変貌してきた。これらの問題を解決するには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、自主的かつ積極的に省資源化、省エネルギー化、リサイクル化等環境への負荷の低減に向けての行動を推進し、社会経済活動や生活様式を循環型にしていくことが必要であります。

我が国においては、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体にも温対法第21条第1項において自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となる「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられています。

本市においては、平成12年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、その後、平成16年12月に第2次、平成22年2月に第3次、平成27年3月に第4次、平成31年4月に第5次の策定を行い、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

この計画に沿って、市役所全ての職場が共通の認識のもと、自ら環境にやさしい製品の購入、廃棄物の削減、省エネ等の環境の保全に配慮した行動を率先して取り組むため、「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」（以下「行動指針」という。）を定め、実行しようとするものです。

### 2 行動指針の対象事務及び事業

本行動指針は、蒲郡市役所のすべての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設についても、原則として対象とし、地球温暖化防止対策のための取り組みとして協力をお願いしてまいります。

### 3 事務事業における重点的な取り組み

#### (1) 省エネ設備及び次世代自動車の導入

建物の電気設備や空調機器等の省エネ化を図るため、ESCO（エスコ）事業やリースの活用を検討します。あわせて、環境省の補助メニューの活用も検討し、本計画に係る取組の強化・拡充を図ってまいります。さらに公用車の購入や更新の際には、低燃費車・低公害車の導入を検討してまいります。

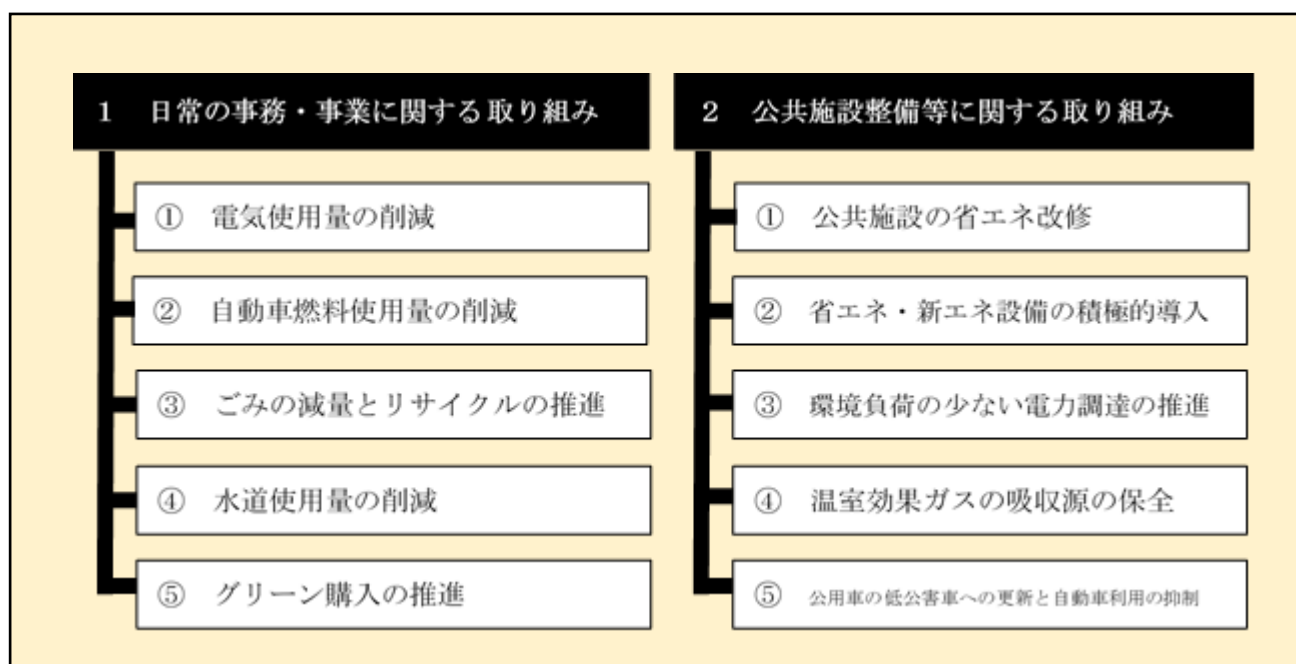
#### (2) 廃棄物の焼却量の削減

市民への啓発を強化し、ごみの減量及び資源物の分別収集の徹底を図り、蒲郡市クリーンセンターにおける廃棄物焼却量を削減します。また、剪定枝の再資源化等も検討します。

### (3) 事務事業の効率

働き方改革の取り組みと連動して長時間労働の改善を図る等、事務事業の効率化に努め、エネルギー使用量の合理化・効率化を図ります。具体的な個別の行動内容は、「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」を定めて取り組んでまいります。

#### 取り組みの全体像



## 4 日常の事務・事業に関する取り組み

温室効果ガス排出量の削減に向けて、蒲郡市（全職員、全課・施設）が事務及び事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき具体的な取り組み内容を以下に示します。

### ① 電気・燃料使用量の削減

空調使用の節減	
《職員共通の取り組み》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服装等を自ら工夫し温度調整をする。（クールビズ・ウォームビズ）</li> <li>・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を取り入れ、空調の負荷を軽減する。</li> <li>・会議室等の冷暖房は、会議等の開始時刻から使用する。</li> </ul>
《施設管理者等の取り組み》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機器の設定温度は夏季28℃、冬季20℃に徹底する。</li> <li>・空調機器のフィルターの清掃等、保守管理を徹底する。</li> <li>・空調機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入する。</li> </ul>

照明使用の節減	
	<p>《職員共通の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休み時間等、窓口業務に支障のない範囲で照明を消灯する。</li> <li>・ 事務室等で部分的に消灯できる箇所について、事務に支障のない範囲で消灯する。</li> <li>・ 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯する。</li> <li>・ 時間外勤務の際には、廊下など不必要な照明を消灯する。</li> </ul>
	<p>《施設管理者等の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費電力の少ない照明器具（LED照明等）の導入を図る。</li> <li>・ 人感センサー付き照明等の導入を図る。</li> </ul>
その他の電気機器等の適正管理	
	<p>《職員共通の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンは省電力機能を活用し、長時間使用しないときは主電源を切る。</li> <li>・ 退庁時は、不要なプラグをコンセントから抜き、待機電力を削減する。</li> <li>・ 事務室で冷蔵庫、電気ストーブ、電気スタンドなど不要な電化製品を使用しない。</li> <li>・ 可能な限りエレベーターを使用せず、階段を利用する。</li> </ul>
	<p>《施設管理者等の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入する。</li> <li>・ タップの更新時には、省エネタップを積極的に導入する。</li> </ul>
ノー残業デーの徹底	
	<p>《職員共通の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週水曜日をノー残業デーとし、徹底する。</li> </ul>

## ② 自動車燃料使用量の削減

公用車の適正な利用	
	<p>《職員共通の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近くの現場に出向く際は、車を使用せず徒歩や自転車を利用する。</li> <li>・ 相乗りや効率的なルート設定に努める。</li> <li>・ エコドライブを心がけ、法定速度を遵守し、急発進、急停止をしない。</li> <li>・ 過度のエアコンの利用は控える。</li> <li>・ 駐停車の際にはアイドリングストップを励行する。</li> <li>・ 車内を常に整理整頓し、不要なものは積載しない。</li> </ul>
	<p>《公用車管理者等の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の入れ替え時には、低燃費車・低公害車を積極的に導入する。</li> <li>・ 走行距離の多い所属には、燃費効率の良い公用車の配置に努める。</li> <li>・ タイヤの空気圧など点検し、定期的に整備を行う。</li> <li>・ 毎月の燃料消費量や走行距離を記録し、適正運行に活用する。</li> </ul>
マイカーの適正な利用	
	<p>《職員共通の取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月第1水曜日のエコ・モビリティ・ライフを徹底する。</li> <li>・ 通勤には可能な限り公共交通機関を利用する。</li> <li>・ 職員間で自動車相乗りを励行する。</li> <li>・ マイカー購入の際には、できるだけ低公害車を選択する。</li> </ul>

### ③ ごみの減量とリサイクルの推進

#### コピー用紙の節約

##### 《職員共通の取り組み》

- ・コピー用紙は両面使用を原則とし、縮小機能等を利用して枚数の削減に努める。
- ・印刷する際は、プレビュー画面での確認を徹底し、ミスプリントを防ぐ。
- ・会議資料等の必要部数をあらかじめ正確に把握し、無駄な印刷をしない。
- ・支障のないものは使用済みの用紙の裏面を利用する。
- ・庁内LAN、電子メールの利用により、紙の使用を抑制する。
- ・会議資料等は、プロジェクター等OA機器の利用により削減する。
- ・書類の保存は紙に印刷せず、PDF等を活用しデータで保存する。

##### 《施設管理者等の取り組み》

- ・申請書類の様式は、市民がインターネットで取得できるように整備する。
- ・電子申請が可能なものは電子申請に切り替える。

#### その他の用紙の節約

##### 《職員共通の取り組み》

- ・チラシ等配布物は、周知方法（全戸配布、回覧、広報への掲載等）を精査する。
- ・チラシ、案内類は残部を把握し、必要最小限の印刷に努める。
- ・年度等の表示を避け、次年度以降も使用可能な設計に努める。
- ・ミスコピー用紙は機密文書を除き、裏面使用やメモ用紙等に利用する。
- ・封筒は可能な限り再利用する。
- ・ファイルやフォルダーは背表紙を張り替え、繰り返し使用する。

#### ごみの分別とリサイクルによるごみ排出量の抑制

##### 《職員共通の取り組み》

- ・ごみ出し便利帳（市役所事務室版）を遵守し、ごみの分別に努める。
- ・機密文書以外はシュレッダーを使用せず、溶解処分や古紙として分別し、リサイクルに努める。
- ・市主催の行事では、出来る限り使い捨て容器等は使用しない。
- ・事務用品を大切に使い、修理などにより長期使用に努める。
- ・物品購入時に過剰包装にならないよう業者に働きかけ、包装は納入業者に引き取らせる。
- ・会議ではペットボトルや紙コップでお茶を出さないようにする。
- ・可燃ごみに含まれる廃プラスチック量を削減するため、啓発グッズ等を製作する場合はプラスチックを使用したグッズを製作しないようにする。

### ④ 水道使用量の削減

#### 水道使用量の削減

##### 《職員共通の取り組み》

- ・食器洗い、湯沸しでの節水に努める。
- ・常に節水を心がけ、トイレ、手洗い、花壇への散水、洗車等は必要最低限の水で行う。

##### 《施設管理者等の取り組み》

- ・水道メーターを確認することにより、配水管からの漏水の早期発見に努める。

## ⑤ グリーン購入の推進

### 再生品・再生材使用物品の優先使用

#### 《職員共通の取り組み》

- ・コピー用紙等は、「古紙配合率基準」（別表1）に適合するもので、出来る限り白色度の低い再生紙を使用する。
- ・印刷物を外注する場合は、すべて再生紙を指定することとし、出来る限り古紙配合率が高い再生紙を使用する。
- ・コピー機やプリンターのインクカートリッジは、再生品を使用する。
- ・再生材を用いた事務用品等を率先して使用する。
- ・事務用品はエコマーク、グリーンマーク商品を優先購入する。
- ・詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入を極力控える。

## 5 公共施設整備等に関する取り組み

### ① 公共施設の省エネ改修

公共施設を改修する際には、省エネルギー設計、太陽光発電などの新エネルギーの導入、雨水・処理水の有効活用を考えるなど、温室効果ガス削減に資する最新技術を取り入れていきます。

また、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び管理の各段階において、環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出の少ない工事に努めていきます。

### ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入

建物の電気設備や空調機器等の省エネ化を図るため、E S C O（エスコ）事業やリースの活用を検討し、エネルギー消費効率の高い空調設備や、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。

また、市内の防犯灯や街路灯についてもLED照明等に交換し、電力消費を削減し省エネに努めます。

### ③ 環境への負担の少ない電力調達の推進

公共施設で使用する電力の調達については、その電源が太陽光発電や風力発電等、温室効果ガス排出量の少ない方法で発電された、電力を販売する電気事業者から調達するよう努めます。

### ④ 温室効果ガスの吸収源の保全

温室効果ガス吸収源となる緑地の管理・保全に努めるとともに、都市緑化を進めてまいります。また、公共施設内では、樹木や草木を栽培し緑化に努めるとともに、みどりのカーテンなどに取り組んでいきます。

### ⑤ 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制

公用車の購入や更新の際には、低燃費車・低公害車など積極的に導入します。

## 6 行動指針の推進・点検

### 1 推進体制

(1) 市役所の全ての職場に「環境保全推進員」（以下「推進員」という）、また環境保

全推進員補助員（以下「補助員」という。）を置き、所属職員への行動指針の周知と実践についてのリーダーとする。

（２）推進員は、原則として、各課（公所）の長とし、補助員は推進員が任命とする。

## 2 実施状況の評価等

（１）環境にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の会長（環境清掃課長）は、推進員に対し必要な報告を求め、行動指針の実施状況を取りまとめる。

（２）推進会議の会長は、行動指針の実施状況の評価し、市長に報告する。

## 3 指針の見直し

推進会議の会長は、行動指針の実施状況の評価、点検をもとに、行動指針を適宜改める。

別表 1 <古紙配合率基準>

分類	品目	古紙配合率
用紙類	複写機用紙（P P C用紙）	70%以上
	その他のO A用紙（連続用紙、感熱紙等）	50%以上
	色上質紙	40%以上
印刷物	多色刷のもの 単色刷であって色紙を使用するもの	50%以上
	単色刷（色紙を使用するものを除く）	70%以上
その他	トイレットペーパー	100%



## ウ 第5次地球温暖化対策実行計画

平成25年度に策定した第4次地球温暖化対策実行計画が目標年度を迎えたため、平成31年4月に第5次地球温暖化対策実行計画を策定しました。

### 1 背景

#### (1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

近年、世界中で極端な気象現象が観測され、大型で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によれば、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、大雨の頻度が増す可能性が高いと報告されています。

国際社会では、平成27年12月に平成32年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。それに基づき、我が国でも平成28年5月に新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

我が国においては、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体にも温対法第21条第1項において自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となる「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられています。

本市においては、平成12年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、その後、平成16年12月に第2次、平成22年2月に第3次、平成27年3月に第4次の策定を行い、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

そして、平成31年4月からは全市域を対象として再生可能エネルギーの導入、活用、普及の方向性を示すとともに温室効果ガスの削減に取り組んでいく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を進めてまいります。

このことを踏まえ、蒲郡市として率先して、地方公共団体の事務事業について、さらなる温室効果ガス削減に取り組んでいくため、「第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

### 2 基本的事項

#### (1) 計画の目的

本市が行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制をはじめ、職員が率先して実施する環境に配慮した取組を推進することを目的とし、温対法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」として位置付けられます。

#### (2) 事務事業の対象とする範囲

外部への委託等により実施するものを除き、指定管理施設も含め蒲郡市の全ての事務事業を対象とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガスの種類

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）

#### （補足）

温対法により規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、

六ふっ化硫黄（SF6）及び三ふっ化窒素（NF3）の7種類ですが、本市の第1次から第4次の計画においては、事務事業の実態や排出量把握の難易度等を考慮し、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）の4種類を対象として集計しており、第5次においても先の4種類を対象にします。

（4）計画期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までとし、取組の進捗状況や技術の発展等社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

（5）上位計画や関連計画との位置づけ

第四次蒲郡市総合計画の地球温暖化対策に係る部分の下位計画に平成31年度策定予定の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が位置します。さらに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」から蒲郡市の事務事業のみを取り出したものが本計画となります。

市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表し、率先して模範を示すことで、市民及び事業者等の意識の高揚を図り、市域全体の地球温暖化対策の取組を推進するものです。また、関連計画等との位置づけは次ページのとおりです。

関連計画等

地球温暖化対策の枠組み	対象範囲	目標
パリ協定	全ての国と地域	世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2度未満にすることを前提に、1.5度に抑えるよう努力する
地球温暖化対策計画	日本国内全ての主体	平成42年（2030年）の国内の温室効果ガス排出量を平成25年（2013年）比26%削減
あいち地球温暖化防止戦略2030	愛知県内全ての主体	平成42年（2030年）の県内の温室効果ガス排出量を平成25年（2013年）比26%削減
蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 平成31年度策定予定	蒲郡市内全ての主体	平成42年度（2030年度）の市内の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比26%削減
蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	蒲郡市の事務事業の全て（外部委託等は除く。指定管理施設は含む。）	平成35年度（2023年度）の市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比15%削減

### 3 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

平成35年度（2023年度）の市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量を基準年度の平成25年度（2013年度）比15%削減を目標とします。

温室効果ガス（CO2換算）

平成25年度（2013年度）	平成35年度（2023年度）
26,902,372kg	22,867,016kg

基準年度（平成25年度）における温室効果ガス  
（温室効果ガス排出を伴う活動量）の集計状況

活 動 内 容		活動量（単位）	
燃料使用	ガソリン	131,066	リットル
	灯油	573,062	リットル
	軽油	51,058	リットル
	A重油	1,213,966	リットル
	液化石油ガス(LPG)	82,912	kg
電気使用		29,805,978	kWh
自動車の走行	ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	128,692 km
		軽自動車	164,329 km
		普通貨物車	76,958 km
		小型貨物車	143,605 km
		軽貨物車	170,804 km
		特殊用途車	148,533 km
	軽油	普通・小型乗用車	0 km
		普通貨物車	0 km
		小型貨物車	8,699 km
		特殊用途車	35,543 km
HFC-134a 封入カーエアコンの使用（年間）		178	台
一般廃棄物焼却（全量）		28,596	t
うち廃プラスチック焼却		3,377	t
笑気ガス（麻酔剤）の使用		60	kg
下水処理		6,217,104	m <sup>3</sup>
浄化槽の処理対象人員		4,656	人

## 4 取り組み内容

---

### (1) 省エネ設備及び低公害車の導入

建物の電気設備や空調機器等の省エネ化を図るため、E S C O（エスコ）事業やリースの活用を検討します。あわせて、環境省の補助メニューの活用も検討し、本計画に係る取組の強化・拡充を図ってまいります。

さらに公用車の購入や更新の際には、低燃費車・低公害車の導入を検討してまいります。

### (2) 廃棄物の焼却量の削減

市民への啓発を強化し、ごみの減量及び資源物の分別収集の徹底を図り、蒲郡市クリーンセンターにおける廃棄物焼却量を削減します。また、剪定枝の再資源化等も検討します。

### (3) 事務事業の効率

働き方改革の取り組みと連動して長時間労働の改善を図る等、事務事業の効率化に努め、エネルギー使用量の合理化・効率化を図ります。具体的な個別の行動内容は、「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」を定めて取り組んでまいります。

## 5 計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続き

---

### (1) 計画の推進

関係各課（公所）長を環境保全推進員に任命し、本計画に係る措置に自ら積極的に取り組むとともに所属職員を指導し、推進していくものとします。

### (2) 点検及び評価

環境保全推進員は、活動量の報告に係る事務を補佐する環境保全推進員補助員を選任し、毎月の各課（公所）の温室効果ガスの排出を伴う活動量（以下「活動量」という。）を環境清掃課長に報告します。

環境清掃課長は、環境保全推進員から報告された活動量に基づき、温対法第2条第5項で定義する温室効果ガスの総排出量を年度ごとに算定及び評価し、市長及び環境対策協議会に報告します。

### (3) 見直し等

市長は、(2)の報告に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

### (4) 公表

毎年度の温室効果ガスの総排出量に係る年次報告は、市ホームページにより遅滞なく公表するものとします。また、(3)の見直しを行った場合も市ホームページにより遅滞なく公表するものとします。

別表1 温室効果ガスの排出を伴う活動内容

活 動 内 容			単 位
燃料使用	ガソリン		リットル
	灯油		リットル
	軽油		リットル
	A重油		リットル
	液化石油ガス(LPG)		kg
電気使用			kWh
自動車の走行	ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km
		軽自動車	km
		普通貨物車	km
		小型貨物車	km
		軽貨物車	km
		特殊用途車	km
	軽油	普通・小型乗用車	km
		普通貨物車	km
		小型貨物車	km
		特殊用途車	km
HFC-134a封入カーエアコンの使用(年間)			台
一般廃棄物焼却(全量)			t
うち廃プラスチック焼却			t
笑気ガス(麻酔剤)の使用			kg
下水処理			m <sup>3</sup>
浄化槽の処理対象人員			人

別表2 基準年度(平成25年度)における温室効果ガスの集計状況

活 動 内 容			基準期間の平均活動量(単位)	
燃料使用	ガソリン		131,066	リットル
	灯油		573,062	リットル
	軽油		51,058	リットル
	A重油		1,213,966	リットル
	液化石油ガス(LPG)		82,912	kg
電気使用			29,805,978	kWh
自動車の走行	ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	128,692	km
		軽自動車	164,329	km
		普通貨物車	76,958	km
		小型貨物車	143,605	km
		軽貨物車	170,804	km
		特殊用途車	148,533	km
	軽油	普通・小型乗用車	0	km
		普通貨物車	0	km
		小型貨物車	8,699	km
		特殊用途車	35,543	km
HFC-134a封入カーエアコンの使用(年間)			178	台
一般廃棄物焼却(全量)			28,596	t
うち廃プラスチック焼却			3,377	t
笑気ガス(麻酔剤)の使用			60	kg
下水処理			6,217,104	m <sup>3</sup>
浄化槽の処理対象人員			4,656	人

別表3 基準年度（平成25年度）の温室効果ガスの総排出量（CO<sub>2</sub>換算）

	(内訳)			市民福祉部	上下水道部	競艇事業部	市民病院	教育委員会	その他部等※1	カーエアコン 及び浄化槽※2	合計
	産業環境部	環境清掃課	その他の課								
CO <sub>2</sub>	12,703,987	12,408,411	295,576	988,696	1,416,769	2,252,704	4,829,093	2,349,374	1,315,724	0	25,856,347
CH <sub>4</sub>	611	604	7	72	114,915	15	5	21	147	57,688	173,474
N <sub>2</sub> O	503,421	503,256	165	1,848	308,968	264	18,796	589	3,154	33,197	870,237
HFC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,314	2,314
合計	13,208,019	12,912,271	295,748	990,616	1,840,652	2,252,983	4,847,894	2,349,984	1,319,025	93,199	26,902,372
割合(%)	49.1	48.0	1.1	3.7	6.8	8.4	18.0	8.7	4.9	0.4	100.0

※1 「その他部等」は、企画部、総務部、建設部、都市開発部、会計室、消防本部、議会事務局、監査事務局）

※2 「カーエアコン及び浄化槽」由来の温室効果ガスは、部単位ではなく市全体の数値を算出した。（公用車の台数及び市が管理する浄化槽の処理対象人員より算出）

## エ 蒲郡市環境物品調達方針

### 第1 目的

本方針は、環境物品の調達を総合的かつ計画的に推進することにより、蒲郡市が行う全ての事務・事業に伴い生じる環境への負荷を削減し、持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この方針において「環境物品」とは、環境への負荷の低減に資する原材料又は製品を利用し、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少なく、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する物品をいう。

### 第3 配慮事項

環境物品の調達に当たって配慮されるべき事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生態系や人の健康に害悪を与えるおそれのある物質を使用しない、又は使用量を削減していること。
- (2) 少ない資源やエネルギーで製造され、又、使用中の資源エネルギー消費量が少ないこと。
- (3) 修理や部品交換が容易で、長期間保守や修理を必要としないこと。
- (4) そのままの形状で同じ用途に繰り返し使用できるよう設計され、又、容易に利用できる回収・リサイクルシステムがある物品であること。
- (5) リサイクルしやすい素材を使っている、又は素材毎に分離・分解・分別が容易な設計がされていること。
- (6) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

### 第4 判断の基準等

- (1) 環境物品の調達に努める品目及びその判断基準は別表のとおりとする。
  - (2) 契約検査課長及び環境清掃課長は、環境物品の調達の推進に必要な情報を収集し、各課への情報提供に努めるものとする。
  - (3) 環境保全推進員は、所属職員に対し、前各号による情報の周知を図るものとする。
- 2 契約検査課長及び環境清掃課長は、別表に定める品目及び判断基準に関し、必要に応じ改めるものとする。

### 第5 実践状況の把握

環境保全推進員は、環境物品の調達の取組状況を把握するとともに、環境清掃課長等が実践状況の報告を求めたときは速やかに回答するものとする。

附 則

平成13年5月2日 施行

令和4年4月1日改定

別表 環境物品の調達に努める品目別の判断基準

分類	品目	判断の基準
紙類	コピー用紙 フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コピー用紙は、古紙配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ フォーム用紙は、古紙配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ 表面塗工の度合いが少ないこと。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
	印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率 70%以上であること。</li> <li>○ 非塗工印刷用紙は、白色度 70%程度以下であること。</li> <li>○ 表面塗工の度合いが少ないこと。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
	トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率 100%であること。</li> <li>○ 白色度が低いこと。</li> <li>○ 芯なしタイプであること。</li> <li>○ シングル巻きであること。</li> </ul>
	納入印刷物	○印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。
文具類（共通）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック素材には、再生プラスチックが使用されていること。</li> <li>○ 木質素材には、間伐材などの木材が使用されていること。</li> <li>○ 紙素材の古紙配合率は 50%以上であること。</li> <li>○ 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように分離・分別の工夫がなされていること。</li> <li>○ 消耗品が交換・補充できること。</li> <li>○ リサイクルしにくい加工がないこと。</li> </ul>
事務用品類	机 いす 棚 収納用什器 ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック素材には、再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されている。</li> <li>・木質素材には、間伐材などの木材が使用されている。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は 1.5mg/l以下である。</li> <li>・紙素材の古紙配合率は 50%以上である。</li> </ul> </li> <li>○ リサイクル設計がなされていること。</li> </ul>
OA 機器	コンピュータ ディスプレイ プリンタ プリンタ/FAX 兼用機、FAX 複写機 スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際エネルギースターマーク付きであること。</li> <li>○ リサイクル設計がなされていること。</li> <li>○ トナーカートリッジは回収・リサイクルされること。</li> </ul>
家電製品	エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ受像機	○省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上の製品であること。
照明	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定格寿命は 30,000 時間以上であること。</li> <li>○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li> <li>○ 省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。</li> </ul>
	LED 照明器具 (電球形状のランプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射系タイプの場合は、30,000 時間以上であること。</li> <li>○ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li> <li>○ 省エネラベリング制度における「省エネ基準達成率」の表示が 100%以上のものであること。</li> </ul>
繊維製品	制服 作業服 作業用手袋 カーテン カーペット 毛布	○ 再生 PET 樹脂(PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用するもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。



自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかであること。</li> <li>・ 次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車）</li> <li>・ 低燃費車（「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年 3 月 13 日運輸省告示第 103 号）」の基準に適合し、かつ、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号）」又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 3 号）」を満たす自動車）</li> </ul>		
設備	太陽光発電システム 太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電システム 商用電源の代替として太陽電池モジュールを使用した太陽光発電システムであること。</li> <li>○ 太陽熱利用システム 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして太陽エネルギーを利用したシステムであること。</li> </ul>	
公共工事	資材          建設機械	再生木質ボード タイル 混合セメント コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材 小径丸太材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「環境物品等の調達に関する基本方針（平成 13 年環境省告示第 11 号）」に沿ったものであること。</li> </ul>

## (2) 連携行動

### ア 蒲郡市環境対策協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、蒲郡市環境対策協議会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、蒲郡市クリーンセンター内に置く。

(目 的)

第3条 会は、本市の環境の保全に関する事項を調査、協議し、環境の保全に関する施策の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境の保全に関する施策の推進及び関係行政機関、団体との連絡調整を図ること。
- (2) 環境の保全に関する意識の啓発に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第5条 会は、20人以内の委員をもって組織し、関係官公署、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 会に会長及び副会長をおき、会長は市副市長、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(参 与)

第8条 会に参与をおくことができる。

(幹 事)

第9条 会に幹事をおく。

2 幹事は、関係官公署の職員及び公共的団体の職員のうちから会長が委嘱し、幹事長は環境清掃課長をもって充てる。

3 幹事長は会長の命を受け会の事務に従事する。

(会 議)

第10条 会議は必要の都度、会長が招集し会議の議長となる。

(庶 務)

第11条 会の庶務は、環境清掃課において処理する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和47年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正前に委嘱した蒲郡市公害対策協議会の委員は、改正後の蒲郡市環境対策協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

## イ 蒲郡市海域環境浄化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、蒲郡市海域環境浄化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三河湾の水質等の浄化のための諸施策を連携して行い、かつ、市民、事業者に対する啓発活動に積極的に取り組むことにより、美しく恵み多き三河湾を再生することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本市沿岸海域を含む三河湾の水質等の浄化のための諸施策の実施に関すること。
- (2) 本市沿岸海域の浄化推進のための意識の高揚及び実践活動の促進に関すること。
- (3) その他本市沿岸海域の環境浄化の推進に関すること。

(組織)

第4条 本協議会は、協議会の趣旨に賛同する関係機関及び団体（別表のとおり。）で構成し、会長は蒲郡市長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集し会議の議長となる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境清掃課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表

名 称
蒲郡市
国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所
名古屋海上保安部三河海上保安署
愛知県東三河総局
愛知県東三河建設事務所
愛知県豊川保健所蒲郡支所
愛知県水産試験場
愛知県三河港務所
愛知県三河港工事事務所
三谷漁業協同組合
蒲郡漁業協同組合
蒲郡商工会議所
蒲郡青年会議所
蒲郡ライオンズクラブ
蒲郡マリンライオンズクラブ
蒲郡ロータリークラブ
蒲郡市観光協会
竹島水族館（指定管理者）
蒲郡市議会（経済委員会）

生涯学習課長
観光商工課長
農林水産課長
土木港湾課長
下水道課長
博物館長
環境清掃課長

### (3) 蒲郡市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業

蒲郡市では地球温暖化対策として、家庭の新エネルギーシステム導入促進を目的として、市民に対し平成14年度から太陽光発電、平成18年度からは太陽熱利用、平成28年度からはリチウムイオン蓄電池、平成30年度からは電気自動車等充給電設備の補助を実施しています。太陽光発電システムの単体補助は平成30年度をもって終了し、令和元年度より太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（MEMS）リチウムイオン蓄電池などを組み合わせた一体的導入の補助を開始しました。また、同年度より、単体補助として家庭用エネルギー管理システム（MEMS）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の補助を開始しました。

#### 令和4年度補助実績

##### 単体補助①

	太陽熱利用	リチウムイオン蓄電池	電気自動車等充給電設備
件数（件）	4	47	2
補助金額（千円）	120	2,350	50
施設集熱面積の合計（㎡）	12.00		
蓄電容量の合計（kWh）		591.78	

※蓄電容量の合計は、一体的導入で選択されたリチウムイオン蓄電池分も含む

##### 単体補助②

	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭用燃料電池システム（エネファーム）
件数（件）	20	15
補助金額（千円）	200	750
発電出力（kW）		10.50

##### 一体的導入

組み合わせ	件数	補助金額（千円）
太陽光発電システム 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） リチウムイオン蓄電池	28	3,338

#### (4) 蒲郡市電動アシスト自転車購入費補助事業

平成27年度から、市民の日常の移動手段を自動車等からの転換を促し、地球温暖化に寄与する温室効果ガスの削減を図るため、電動アシスト自転車を購入するときの費用の一部を補助しました。

令和4年度は、前年度と同様に補助期間を前期・後期に分け、計100件の補助を行いました。

##### 令和4年度補助実績

件数（件）	99
補助金額（千円）	1,485